

沼津工業高等専門学校未来創造ラボラトリー利用要項

平成29年9月20日制定

(目的)

第1条 この要項は、沼津工業高等専門学校未来創造ラボラトリー（以下「ラボラトリー」という。）運営細則第5条の規定に基づき、沼津工業高等専門学校地域創生テクノセンター（以下「センター」という。）内に設置するラボラトリーの利用に関し、必要な事項を定める。

(利用資格)

第2条 ラボラトリーを利用できる者は、本校のCOOP教育（インターンシップ受入やキャリア教育実施等）に協力することができるものであって、共同研究等により本校との協力関係をもった研究開発及び事業等を行うことができるもの及びそれに準ずると校長が認めたものとする。

(利用期間)

第3条 ラボラトリーを利用できる期間は、次に該当する場合を除き、許可を受けた年度内とする。

- (1) 当該年度の活動状況の評価により、継続して利用することが承認された場合
- (2) その他、校長が特に必要と認めた場合

(利用の申請及び承認等)

第4条 ラボラトリーを利用しようとする者は、利用申請書（別記様式1）により申請するものとする。

- 2 申請があった場合には、所定の審査を行い、許可又は不許可の決定を行う。
- 3 前項により、利用を許可したときは、利用許可通知書（別記様式2）を申請者に通知し、不許可としたときは、利用不許可通知書（別記様式3）を申請者に通知するものとする。
- 4 利用を許可された者が、利用計画を変更しようとするときは、利用変更申請書（別記様式4）により申請するものとする。
- 5 利用変更の許可は、利用変更通知書（別記様式5）により申請者に通知するものとする。

(利用の遵守事項)

第5条 利用者は、この要項に従い、利用を承認された施設設備を正常な状態で利用するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 施設設備を利用目的以外に利用しないこと

- (2) 施設設備を汚損し、又は損傷しないこと
- (3) 利用を承認された施設設備以外の他の施設設備を利用しないこと
- (4) 利用上知り得ることとなった本校の教員や他の利用者の技術情報等について、権利者の許可無く第三者に開示または漏洩しないこと
- (5) その他、校長が行うセンター管理上の指示に従うこと

(活動報告等)

第6条 利用者は、当該年度の活動状況について、当該年度の1月末までに活動報告に関する書類を提出するものとする。

(機器の搬入及び搬出)

第7条 ラボラトリーに搬入する機器については、予め校長の許可を得るものとし、入居時搬入する場合にあっては利用申請書(別記様式1)により、利用期間中に搬入する場合にあっては利用変更申請書(別記様式4)により申請するものとする。

- 2 利用者は、活動等に必要な機器の利用を終了したときは、速やかにこれを搬出するものとする。
- 3 機器の搬入及び搬出に要する経費は、当該利用者の負担とする。

(経費の負担)

第8条 利用者は、ラボラトリーの利用に係る経費を別に定めるところにより負担するものとする。

(損害の補てん)

第9条 利用者は、故意又は過失により、施設設備を破損又は滅失したときは、校長の指示に従い、利用者の責任において速やかに原状に復するものとする。

(利用の取消し等)

第10条 校長は、利用者がこの要項及び利用条件に違反し、又はセンターの運営に重大な支障を生じさせたとき若しくはそのおそれがあると認めるときは、その利用承認を取消し、又はその利用を停止することができるものとする。

(事務)

第11条 ラボラトリーの申請、許可等に関する事務は、総務課が行う。

(その他)

第12条 この要項に定めるもののほか、ラボラトリーの利用に関して必要な事項は別に

定める。

附則

この要項は、平成29年9月20日から施行する。